

【特定店頭商品デリバティブ取引業者の皆様へ】

商品先物取引法に基づく行政手続きのオンライン化（G Bizフォーム）について（ご案内）

令和6年1月10日

商品先物取引法に基づく特定店頭商品デリバティブ取引業者における各種届出等について、現在、郵送等によりご対応いただいているところですが、令和5年10月30日にご案内した新システム（G Bizフォーム（※1））の運用を令和6年1月10日から開始いたします。

新システムでは、G Bizフォームポータルサイトの[商品先物取引法ホーム](#)から商品先物取引法に関する手続きをオンラインで行うことが可能です。ご利用にあたり、[利用ガイド](#)に掲載しております「商品先物取引法利用者マニュアル」をご参照ください（遷移先ページの検索ボックスで「商品先物取引」と検索すると便利です）。

また、前回ご案内しているとおり、新システムを利用するには、事前に**G Biz ID**（デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム）を取得する必要があり、本手続きでは**G Biz ID（プライム（※2）、メンバー）のアカウント**が必要です。G Biz ID 未取得の事業者におかれましては、G Biz ID の取得をお願いいたします。

（※1）G Bizフォームとは、経済産業省が所管する各種申請・届出をオンラインで行う、行政手続オンラインシステムです。

（※2）「G Biz ID プライム」のアカウントの取得にあたっては、印鑑証明書が必要になります。

【ご提出にあたってのお願い】

- 各種報告・届出書に記載する年月日は、提出日と同日にしてください。
- ファイル名（Zip ファイル名）に社名を記載してください。

（注）法人番号を有しない外国法人は、G Biz ID を取得できません。引き続き、郵送等によりご対応ください。

【問合せ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

担当：岡本、大本

（直）03-3502-5754

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

担当：高橋、庭山

（直）03-3501-5895